

## 開かれた学校づくり委員会設置要綱

### (設置)

第1条 千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、各県立学校（県立中学校、県立高等学校、県立特別支援学校をいう。以下「学校」という。）が創意工夫をしながら学校と地域がより一層連携を深め、安全・安心で開かれた学校づくりを進めるため、保護者や地域の方々が学校運営や教育活動に主体的に参画するとともに、学校が地域における学びの拠点となるよう、学校に開かれた学校づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、設置の趣旨を踏まえ、校長の依頼により、次の事項について取り組むものとする。

- 一 学校運営上の課題等の解決に向けた検討
- 二 学校や地域の実情に応じた、地域学校協働活動の企画及び運営
- 三 学校教育法第49条、第62条及び第82条において準用する同法第42条及び学校教育法施行規則第79条、第104条第1項及び第135条第1項において準用する同規則第67条に規定する当該学校の自己評価をもとにした学校関係者評価の実施
- 四 当該学校で行われる学校を核とした県内1000か所ミニ集会等の企画及び運営

### (構成)

第3条 委員会は、教育長が任命又は委嘱する委員（以下「委員」という。）及び当該学校の校長により構成する。

2 委員の人数は、各学校の実情に応じて校長が定めるものとする。

### (委員の任命又は委嘱)

第4条 校長は、地域住民及び保護者等の中から、教育に関する理解及び識見を有すると認められる者を、委員として教育委員会に推薦しなければならない。

2 前項に規定する推薦は、開かれた学校づくり委員会委員推薦書（別記第1号様式）により行う。

3 教育長は、第1項の規定により推薦のあった者が、委員として適当と認められる場合には、当該推薦のあった者を委員として任命又は委嘱する。

4 前項の規定により、任命又は委嘱した場合には、任命書（別記第2号様式）又は委嘱状（別記第3号様式）を交付するものとする。

### (任期)

第5条 委員の任期は、6月1日から翌年の5月31日までとする。

2 委員に欠員が生じたときは、前任者の残任期間を任期とし、前条の規定により新たに任命又は委嘱することができる。

3 教育長は、特別の事情があると認めた場合には、任期満了前に委員を解任することができる。

(委員長等)

- 第6条 委員会に委員長、副委員長、地域コーディネーター及び監査委員を置く。
- 2 委員長、副委員長及び地域コーディネーターは、当該学校の校長を除く委員の互選により定める。なお、地域コーディネーターは、委員長及び副委員長との兼任を妨げない。
  - 3 監査委員は、委員長の指名により、当該校の校長を除く委員の中から定める。
  - 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
  - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
  - 6 地域コーディネーターは、第2条の二を実践するために学校と地域との連絡調整等を行う。
  - 7 監査委員は、会計事務に関する監査を行う。

(会議)

- 第7条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が不在の場合、校長が招集する。
- 2 委員会は、原則公開とするが、委員会の決定により非公開とすることができる。

(守秘義務)

- 第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他委員会の運営)

- 第9条 校長は、委員会の運営について、この要綱及びこの要綱による別の定め並びに教育委員会の別の定めを反しない限りにおいて、必要な事項を定めることができる。
- 2 校長は、委員会から受けた検討結果及び評価等を、学校運営に生かすよう努めるものとする。

(報告)

- 第10条 校長は、当該年度のすべての会議の開催後、速やかに開かれた学校づくり委員会報告書（別記第4号様式）を作成し教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成27年10月6日から施行する。  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成30年1月24日から施行する。  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。